

## 寝室のカビは有害！

### 淀川労基署に情報提供！

6月19日 J S 労は、淀川労働基準監督署に新大阪第二事業所営業二科の休養室（寝室）に発生しているカビ（写真）について改修をはかるように情報提供をおこないました。このカビについては、昨年の2月29日に職場諸要求として申入れを行い、会社は団交で「改修工事を前向きに検討する」と回答しましたが、一向に改修されることがないため、労働安全衛生法の観点からも情報提供を行いました。このカビは、よく見られる一般的なクロカビの一つですが、毒性はないもののエアコンなどに繁殖することでアレルギーや気管支疾患の原因になる可能性があるため注意喚起がされています。そのため、一度見つけたらこまめに除菌することが重要だとされています。



### 労働安全衛生法における快適職場づくり！

安衛法では、労働災害の防止、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的に快適な職場環境の形成のための措置として、厚生労働大臣により「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」が平成4年労働省告示第59号で公表されています。

#### 快適職場指針

- 〔1〕作業環境：不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度等の作業環境を適切に維持管理すること。
- 〔2〕作業方法：心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。
- 〔3〕疲労回復支援施設：疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備すること。
- 〔4〕職場生活支援施設：洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を設置・整備すること。

社員の安全と健康を守るために皆で声を出して行きましょう。

メールアドレス・ [jsrou@yahoo.ne.jp](mailto:jsrou@yahoo.ne.jp)

